○農林水産省告示第九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県二戸郡一戸町月舘字長沢田一〇七の一、一〇七の五から一〇七の八まで、一〇九の五、一〇九の二八から一〇九の三一まで、一〇九の三七から一〇九の三九まで、一〇九の四二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百五号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成十一年運輸省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　原口　一博

表の一の項中「及び第五項」を「、第五項及び第七項」に改め、同表に次の一項を加える。

七　直前に沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機（国際航空に従事するものであって、貨物の運送を行うものに限る。以下この項において同じ。）又は当該空港等に着陸する航空機	ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機	平成二十二年七月一日から平成二十四年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠アの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額
	その他の航空機		使用料告示一㈠イの規定により計算して得た金額に八分の一（重量が六トン以下の航空機にあっては十六分の一）を乗じた金額

附　則

この告示は、平成二十二年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百六号

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示（平成九年運輸省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　原口　一博

本則中「航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号）」を「航援料告示」に改め、本則を本則第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

一　航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号。以下「航援料告示」という。）二㈠ア、二㈠イ又は二㈡に規定する航空機であって、沖縄島に所在する飛行場に着陸するもの又は直前に当該飛行場を離陸したもの（いずれも国際航空に従事するものに限る。）のうち、他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成二十二年七月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、航援料告示二㈠ア、二㈠イ又は二㈡の規定にかかわらず、次のとおりとする。

㈠　ターボジェット発動機を装備する航空機のうち、航援料告示二㈠アに規定するものにあっては同規定により計算して得た金額に、航援料告示二㈠イに規定するものにあっては同規定により計算して得た金額に八分の一を乗じた金額とし、航援料告示二㈡に規定するものにあっては同規定に規定する金額に十六分の一を乗じた金額とする。

附　則

この告示は、平成二十二年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百七号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　原口　一博

附則第三項の表中「一・七パーセント」を「一・六パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十二年六月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年六月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　原口　一博

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4704号	イマージョン・スーツ（その他のもの）（浮力を有するもの）（断熱型）	ワッチマンMK―Ⅴ型	東洋物産株式会社	① リフティングループ及びバディラインの追加 ② 決議MSC．207(81)、MSC．218（82）及びMSC．226（82）の適合確認
第4705号	イマージョン・スーツ（その他のもの）（浮力を有するもの）（断熱型）	TK―007S　型	高階救命器具株式会社	決議MSC．207（81）、MSC．218（82）及びMSC．226（82）の適合確認